

改正

平成5年3月31日中津市告示第152号

平成6年3月31日中津市告示第165号

平成7年12月26日中津市告示第143号

平成10年3月23日中津市告示第41号

平成16年3月31日中津市告示第66号

平成17年2月25日中津市告示第48号

平成19年3月28日中津市告示第53号

平成20年3月26日中津市告示第59号

平成24年3月29日中津市告示第131号

平成27年3月23日中津市告示第82号

平成29年3月30日中津市告示第112号

令和2年3月26日中津市告示第96号

令和4年3月4日中津市告示第67号

中津市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長が予算の範囲内で交付する浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）について、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「浄化槽」とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）

第2条第1号に規定する浄化槽であつて、法第4条第1項の規定による構造基準に適合し、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

- 2 この要綱において「浄化槽法定検査」とは、法第7条第1項及び法第11条第1項に規定する水質に関する検査をいう。
- 3 この要綱において「新築」とは、浄化槽を新設する（浄化槽の設置換えを含む。）ことをいう。
- 4 この要綱において「改築」とは、単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽をいう。）又はくみ取便槽を浄化槽に設置換えすることをいう。

（対象地域）

第3条 この要綱の対象となる地域（以下「対象地域」という。）は、次の各号に掲げる区域を除く中津市全域とする。

- （1）下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画に定められた区域
- （2）農業集落排水事業計画区域

（補助金の交付）

第4条 補助金の交付対象者は、対象地域内において、処理対象人口10人槽以下の浄化槽を設置する者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）浄化槽を設置する住宅が、交付対象者本人の居住の用に供する住宅であること。
 - （2）事業年度内に浄化槽の設置が完了すること。
 - （3）やむを得ない場合を除き、浄化槽の設置後1年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管渠（きょ）で接続し、使用を開始すること。
 - （4）浄化槽法定検査を毎年欠かすことなく受検することを確約し、実施するものであること。
 - （5）浄化槽の設置によって汚水処理未普及解消につながると市長が認めるものであること。（自然災害等により浄化槽が使用不能となったため、新築する者も対象とする。）
 - （6）浄化槽の適正な使用及び維持管理の確保を行うこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、浄化槽の設置換えに伴い既設の単独処理浄化槽又はくみ取便槽を撤去する者は、補助金の交付対象者とする。ただし、撤去した単独処理浄化槽又はくみ取便槽を埋め戻した場合又は当該浄化槽が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定により処理できない場合を除く。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、改築において既設の単独処理浄化槽又はくみ取便槽を廃止し、浄化槽への設置換えに伴う工事に付帯して宅内配管工事を行う者は、補助金の交付対象者とする。ただし、既存住宅の増築及び建替えを伴う改築工事と併せて宅内配管工事を行う場合（市長が適当と認める場合を除く。）は、交付対象者としな
 - 4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しな

い。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査をしない者又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、所有者の承諾が得られないもの
- (3) 第6条に規定する申請書を提出する前に浄化槽を設置した者
- (4) 居住用に供された面積がその延床面積の2分の1未満の併用住宅を建築する者又は当該住宅を借りている者
- (5) 別荘その他の常時居住の用に供しないと市長が認める住宅を建築する者又は当該住宅の賃借人
- (6) 販売又は賃貸の目的で浄化槽付住宅を建築する者又は当該住宅の賃借人
- (7) 居住する住宅に設置している浄化槽を廃止して、新築する者(第1項第5号の規定により汚水処理未普及解消につながり、この告示による補助金を受けていない場合はこの限りではない。)
- (8) 中津市合併処理浄化槽設置指導要綱(平成10年中津市告示第42号)に違反し、新築又は改築した者
- (9) 公共下水道事業計画の変更により、第3条に規定する区域となることが明らかである区域に改築する者(新築する場合はこの限りではない。)
- (10) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査をしない又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けず設置した単独処理浄化槽を撤去する者。(ただし、第1項については各号のいずれにも該当する場合は対象とする。)
- (11) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、浄化槽1基につき、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、当該浄化槽の設置等に要した経費が補助金の額に満たないときは当該経費を補助金の額とし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (1) 前条第1項の交付対象者 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

人槽区分	補助金の額
5人槽	332,000円
6人槽及び7人槽	414,000円
8人槽から10人槽まで	548,000円

(2) 前条第2項の交付対象者 90,000円

(3) 前条第3項の交付対象者 300,000円

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し

(2) 設置場所の案内図

(3) 住宅等を借りている者は、所有者の承諾書

(4) 個人情報閲覧の同意書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 第4条第2項の規定による補助金の交付を受けようとする者は、前項各号の書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 単独処理浄化槽又はくみ取便槽の配置図及び配管図

(2) 単独処理浄化槽又はくみ取便槽の設置状況を確認できる写真

(3) 単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去に係る清掃費、撤去工事費及び処分費が明記された見積書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第4条第3項の規定による補助金の交付を受けようとする者は、第1項各号の書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 宅内配管工事の配管図

(2) 宅内配管工事に要する経費の見積書の写し

(3) 単独処理浄化槽又はくみ取便槽の設置状況を確認できる写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付指令書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請書）

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、前条第2項の補助金交付指令通知を受けた後、補助金申請内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止を行うことは、認められない。ただし、特別の事由により、補助金申請内容を変更する場合は、変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（工事中止届）

第9条 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に工事中止届（様式第4号の2）を提出し、市長は交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書により通知する。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、当該年度の3月31日までに実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合に当たっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- （2） 浄化槽法定検査依頼書の写し
- （3） 浄化槽施工時の写真
- （4） 浄化槽法定検査の受検に関する誓約書
- （5） その他市長が必要と認める書類

2 第4条第2項の規定による補助金に係る補助対象者は、前項各号の書類に加え、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 単独処理浄化槽における浄化槽使用廃止届出書の写し
- （2） 単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去工事の完了を証明する写真
- （3） 単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去に係る清掃費、撤去工事費及び処分費が明記された請求書又は領収書の写し

(4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

3 第4条第3項の規定による補助金に係る補助対象者は、前項各号の書類に加え、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 単独処理浄化槽における浄化槽使用廃止届出書の写し

(2) 宅内配管工事の完了を証明する写真

(3) 宅内配管工事に要した経費の請求書又は領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（様式第6号）により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第7号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取り消し)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 第4条に規定する交付の条件に違反したとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(施工の確認)

第15条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(浄化槽法定検査の報告)

第16条 補助対象者は、浄化槽法定検査を実施したときは遅滞なく結果を市長へ報告しなければならない。ただし、法第57条第1項に規定する県が指定した機関が補助対象者に代わり市長へ報告

を行う場合は、この限りでない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(補助金の額についての特例)

2 平成27年度に限り、第5条の適用については、同条の表を次の各号に掲げる浄化槽を設置する区域に応じて、当該各号の表に定めるとおり読み替えるものとする。

(1) 三光、本耶馬溪町及び山国町の区域

人槽区分	住宅等の区分	補助金の額
5人槽	新築	382,000円
	改築	532,000円
6人槽及び7人槽	新築	464,000円
	改築	614,000円
8人槽から10人槽まで	新築	598,000円
	改築	748,000円

(2) 耶馬溪町の区域

人槽区分	住宅等の区分	補助金の額
5人槽	新築	432,000円
	改築	532,000円
6人槽及び7人槽	新築	514,000円
	改築	614,000円
8人槽から10人槽まで	新築	648,000円
	改築	748,000円

(3) 前2号以外の区域

人槽区分	住宅等の区分	補助金の額
5人槽	新築	332,000円
	改築	532,000円
6人槽及び7人槽	新築	414,000円
	改築	614,000円
8人槽から10人槽まで	新築	548,000円
	改築	748,000円

3 平成28年度に限り、第5条の適用については、同条の表を次の表のとおり読み替えるものとする。

人槽区分	住宅等の区分	補助金の額
5人槽	新築	332,000円
	改築	532,000円
6人槽及び7人槽	新築	414,000円
	改築	614,000円
8人槽から10人槽まで	新築	548,000円
	改築	748,000円

4 平成29年度から大分県浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱に規定する補助金額の特例が継続する間、第5条の適用については、同条の表を次の表のとおり読み替えるものとする。

人槽区分	住宅等の区分	補助金の額
5人槽	新築	332,000円
	改築	532,000円
6人槽及び7人槽	新築	414,000円
	改築	614,000円
8人槽から10人槽まで	新築	548,000円
	改築	748,000円

(この告示の失効)

5 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了し

た事業における第13条から第16条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（平成5年3月31日中津市告示第152号）

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年3月31日中津市告示第165号）

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成7年12月26日中津市告示第143号）

この要綱は、平成8年1月1日から適用する。

附 則（平成10年3月23日中津市告示第41号）

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日中津市告示第66号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月25日中津市告示第48号）

この告示は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日中津市告示第53号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日中津市告示第59号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日中津市告示第131号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日中津市告示第82号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日中津市告示第112号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日中津市告示第96号）

この告示は、令和2年3月31日から施行する。

附 則（令和4年3月4日中津市告示第67号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。